

平成十九年政令第百七十八号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長
発展の基盤強化に関する法律施行令

内閣は、企業立地の促進等による地域における
産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十
九年法律第四十号）第三条第六項第五号及び第八
号、第十八条第三項並びに第十九条の規定に基づ
き、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成
長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法
律第四十号。以下「法」という。）第二条第三
項第五号に規定する政令で定める業種並びにそ
の業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常
時使用する従業員の数は、次の表のとおりとす
る。

業種	資本金の額又は出資の総額及び常時使用 する従業員の数	資本金の常時使用 する従業員の数
一ゴム製品製造業（自動車又 は航空機用タイヤ及びチュ ーブ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二ソフトウェア業又は情報処 理サービス業	三億円	三百人
三旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第三項第八号の政令で定める組合及
び連合会は、次のとおりとする。
一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協
同組合連合会
二 農業協同組合及び農業協同組合連合会
三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産
加工業協同組合及び水産加工業協同組合連
合会
四 森林組合及び森林組合連合会
五 商工組合及び商工組合連合会
六 商店街振興組合及び商店街振興組合連
合会
七 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連
合会
八 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中
央会であつて、その直接又は間接の構成員た
る酒類製造業者の三分の二以上が常時三百人
以下の従業員を使用する者であるもの並びに
酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中
央会であつて、その直接又は間接の構成員た
る酒類販売業者の三分の二以上が常時三百人
以下の従業員を使用する者であるもの並びに
（酒類卸売業者については、四百人）以下の
従業員を使用する者であるもの

（保険料率）

第三条 法第十九条第五項の政令で定める率（次
項において「保険料率」という。）は、保証を
した借入れの期間（中小企業信用保険法施行令
(昭和二十五年政令三百五十号) 第二条第一
項に規定する借入れの期間をいう。）一年につ
き、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第
二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保
険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保
保険（次項において「無担保保険」という。）
にあつては〇・四一ペーセント（手形割引等特
殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引
直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三

分の二以上が五千万円（酒類卸売業者につい
ては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（酒類卸売業者については、百人）以下の
従業員を使用する者であるもの

（特定事業者の範囲）

第二条 法第二条第四項第四号に規定する政令で
定める業種は次のとおりとし、これらの業種ご
との同号に規定する政令で定める常時使用する
従業員の数はいずれも五百人とする。

一 ソフトウェア業

二 情報処理サービス業

三 旅館業

2 法第二条第四項第七号の政令で定める組合及
び連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協
同組合連合会
二 農業協同組合及び農業協同組合連合会
三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産
加工業協同組合及び水産加工業協同組合連
合会
四 森林組合及び森林組合連合会
五 商工組合及び商工組合連合会
六 商店街振興組合及び商店街振興組合連
合会
七 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連
合会
八 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中
央会であつて、その直接又は間接の構成員た
る酒類製造業者の三分の二以上が常時三百人
以下の従業員を使用する者であるもの並びに
酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中
央会であつて、その直接又は間接の構成員た
る酒類販売業者の三分の二以上が常時三百人
以下の従業員を使用する者であるもの並びに
（酒類卸売業者については、四百人）以下の
従業員を使用する者であるもの

（商標登録出願等に係る登録料の軽減）

第四条 法第二十四条第一項の規定により登録料
の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項
を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標
の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二
十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体
商標の商標登録をいう。第二号及び次条第一項
において同じ。）が承認地域経済牽引事業（法
第十八条に規定する承認地域経済牽引事業をい
う。次条第一項において同じ。）に係る商品又
は役務に係るものであることを証する書面及び
承認地域経済牽引事業計画（法第十四条第二項
に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。
次条第一項において同じ。）の写しを添付して、
特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
酒類販売業者について（四百人）以下の
（酒類卸売業者については、四百人）以下の
従業員を使用する者であるもの

（保険料率）

第三条 法第十九条第五項の政令で定める率（次
項において「保険料率」という。）は、保証を
した借入れの期間（中小企業信用保険法施行令
(昭和二十五年政令三百五十号) 第二条第一
項に規定する借入れの期間をいう。）一年につ
き、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第
二百六十四号）第三条第一項若しくは第七項の規
定により納付すべき登録料の金額の二分の一に
相当する額を軽減するものとする。

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつた
ときは、商標法第四十条第一項若しくは第二項
又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規
定により納付すべき登録料の金額の二分の一に
相当する額を軽減するものとする。

（商標登録出願の手数料の軽減）

第五条 法第二十四条第二項の規定により商標登
録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、
次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係
る地域団体商標の商標登録が承認地域経済牽引
事業に係る商品又は役務に係るものであること
を証する書面及び承認地域経済牽引事業計画の

等特殊保証をいう。以下この項において同じ。）
及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に
規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この
項において同じ。）の場合は、〇・三五ペーセント
（同法第三条の三第一項に規定する特別
小口保険にあつては〇・一九ペーセント（手形
割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合
は、〇・一五ペーセント）とする。

前項の規定にかかわらず、債務の保証を受け
た特定事業者が中小企業信用保険法第三条の二
第一項の経済産業省令で定める要件を備えてい
る法人である場合における無担保保険の保険関
係（法第十九条第三項に規定する特例地域経済
牽引事業関連保証に係るもの）についての保険
料率は、前項に定める率にそれぞれ

〇・〇六二五ペーセントを加えた率とする。
（商標登録出願等に係る登録料の軽減）につい
ての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ

〇・〇六二五ペーセントを加えた率とする。

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年
六月十一日）から施行する。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法施
行令の廃止）

第二条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置
法施行令（平成九年政令第百九十一号）は、廃
止する。

附 則 （平成二〇〇八年八月二〇日政令第二
五七号）

この政令は、企業立地の促進等による地域に
おける産業集積の形成及び活性化に関する法律
の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十
七号）の施行の日（平成二十一年八月二十二日）
から施行する。

附 則 （平成二〇〇八年八月二二日政令第二
五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇〇八年八月二二日政令第二
五七号）

等特殊保証を添付して、特許庁長官に提出しなければ
ならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
する旨

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の
表

三 商標登録出願の手数料の軽減を受けようと
する旨

四 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつた
ときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年
政令第二十号）第四条第二項の表第一号の規定
により計算される商標登録出願の手数料の金額
の二分の一に相当する額を軽減するものとす
る。

三 表示

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の
表

一 申請の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の
表

三 表示

附 則 (平成二十六年三月三一日政令第一
(施行期日)
四五号 抄

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月二八日政令第二
(施行期日)
一〇号 抄

第一条 この政令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年七月三十一日)から施行する。

附 則 (平成三一年一月八日政令第二
(施行期日)
九号 抄

第一条 1 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年九月一六日政令第二
(施行期日)
九号 抄

第一条 1 この政令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(次条第二項において「改正法」という。)の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日政令第二
(施行期日)
九号 抄

第一条 1 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(次項において「改正法」という。)の施行の日(令和三年八月二日)から施行する。

附 則 (令和六年二月一六日政令第三
(号)

この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十一号)の施行の日(令和六年三月十五日)から施行する。